農林水産省補助事業

英国のEU離脱対応マニュアル (食品関係)

2020年11月

日本貿易振興機構(ジェトロ) 農林水産・食品部 農林水産・食品課 ロンドン事務所

【免責条項】本報告書は 2020 年 10 月 30 日現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、提供している情報は、利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。
禁無断転載

お役立ち度アンケートへのご協力のお願い
ジェトロでは、日本産食品の輸出拡大の参考とすることを目的に本調査を実施しました。
ぜひお役立ち度アンケートにご協力をお願いいたします。
◆本調査報告書のお役立ち度 (必須)
□役に立った □まあ役に立った □あまり役に立たなかった □役に立たなかった
その理由をご記入ください。
◆本調査報告書をご覧になり、実際にビジネスにつながった例がありましたらご記入ください。 (任意)
◆今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。 (任意)
◆貴社・団体名(任意)
◆お名前 (任意)
◆メールアドレス(任意)
◆企業規模 (必須) □大企業 □中小企業 □その他 FAX 送信先: 03-3582-7378 ジェトロ農林水産・食品課宛

本アンケートはインターネットでもご回答頂けます

(https://www.jetro.go.jp/form5/pub/afa/brexit_manual202011)

※お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただ きます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価および 業務改善、事業フォローアップ、今後の調査テーマ選定などの参考のために利用いたします。

【調査報告書名:英国の EU 離脱対応マニュアル(食品関係)】

はじめに

英国は、2020年12月31日でEUからの離脱の移行期間を終え、2021年1月1日に完全離脱することとなっています。現在英国内で適用されているEU規則の大部分は、離脱法に基づき英国法に置き換えられ、2021年1月1日以降も同様の内容が英国内に適用されます。このため、大部分においては完全離脱後も、現行のEU規則と同等の内容に準拠することが基本となります。

しかしながら、食品の輸出入事業に関しては、食品ラベル表示、有機食品制度、輸入通関の電子システムなど、2021年1月1日の完全離脱と同時に対応が必要となる事項がいくつか存在します。また、それらの必要な対応は、日本から英国に輸出する場合、英国からEUに輸出する場合、EUから英国に輸出する場合などによって異なります。

このため、本報告書は、上記のような各ケースに応じ、食品の輸出入に関して2021年1月1日以降に発生する変化、必要な対応を2020年10月30日時点で公表されている情報をもとに分かりやすいマニュアルとして整理することで、英国を目的地又は拠点とする食品の輸出入に取り組む日本企業に、注意と対応を促すことを目的としたものです。EUと取引を行う在英企業、及び英国と取引を行う日本の企業が注意すべき点に特に焦点を当てています。

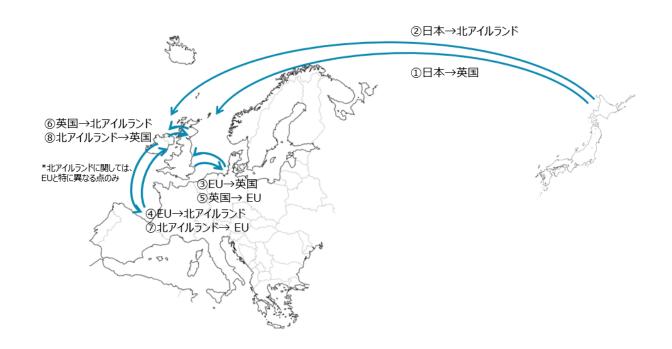
本報告書が、英国を目的地又は拠点とする食品の輸出入に取り組む日本企業の事業活動に資するものとなれば幸いです。

各ケースと解説項目

本報告書では、具体的には下記の<ケース>①~⑧について、下記の<解説項目>に関し、2021年1月1日以降に生じる変化とそれに伴い必要になる追加的対応に着目し、説明していきます。この際、解説の内容が2020年10月調査時点で確定的な記述ができない場合は、調査時点において得られた最新の情報に基づき、それぞれ最大限可能な解説に努めることとしました。

<ケース>

- ① 日本から英国(北アイルランドを除く)に食品を輸出する場合
- ② 日本から北アイルランドに食品を輸出する場合
- ③ EU から英国(北アイルランドを除く)に食品を輸出する場合
- ④ EU から北アイルランドに食品を輸出する場合
- ⑤ 英国(北アイルランドを除く)からEUに食品を輸出する場合
- ⑥ 英国(北アイルランドを除く)から北アイルランドに食品を輸出する場合
- ⑦ 北アイルランドからEU に食品を輸出する場合
- ⑧ 北アイルランドから英国(北アイルランドを除く)に食品を輸出する場合



<解説項目>

- 1. EORI 番号
- 2. 食品のラベル表示
- 3. 有機食品制度
- 4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム
- 5. 動物由来食品に関する規制・手続き
- 6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き
- 7. アルコール飲料
- 8. 輸入ライセンス
- 9. 関税
- 10. VAT
- 11. その他

目次

ケース① 日本から英国(北アイルランドを除く)に食品を輸出する場合	8
ケース② 日本から北アイルランドに食品を輸出する場合	16
ケース③ EU から英国(北アイルランドを除く)に食品を輸出する場合	22
ケース④ EU から北アイルランドに食品を輸出する場合	39
ケース⑤ 英国(北アイルランドを除く)から EU に食品を輸出する場合	41
ケース⑥ 英国(北アイルランドを除く)から 北アイルランドに食品を輸出する場合	52
ケース⑦ 北アイルランドから EU に食品を輸出する場合	58
ケース⑧ 北アイルランドから英国(北アイルランドを除く)に 食品を輸出する場合	61

ケース(1)

日本から英国(北アイルランドを除く)に食品を輸出する場合



2020年10月23日、日本国政府と英国政府の間で、EU離脱後の英国との日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組み「日英包括的経済連携協定(日英EPA)」が署名されました 1 。この協定が2021年1月1日までに発効すれば、日EU・EPAとほぼ同じルールによる英国市場へのアクセスが維持されます。

協定において、物品貿易については日 EU・EPA の関税率・撤廃期間に追いつく形で 適用 し、農林水産品は、主要な輸出関心品目について関税撤廃を獲得した日 EU・EPA の内容を 維持します。輸入規制の撤廃(日本ワイン)や農産品・酒類 GI(地理的表示)の保護を維 持し、全ての酒類の関税の即時撤廃を継続します。つまり、日本は日 EU・EPA と同内容で 英国と取引できることとなります。

1. EORI 番号 (Economic Operators Registration & Identification number)

離脱により、英国はEUの制度から独立したEORI番号制度を導入します。そのため、英国において、EU27カ国を含む英国外の国との間の輸出入取引を行う場合、英国によって発行されたGBで始まる12桁のGB EORI番号が必要となります。

GB EORI 番号は、商品を英国に輸出入する(輸入申告の延期を含む)すべての企業に必要です。 GB EORI 番号を申請するための詳細については、こちらを参照してください。番

-

¹ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page24 001187.html

号申請には 5~10分、取得には最大で 5 営業日ほどかかります。EU 貿易をしている VAT 登録事業者は既に EORI 番号を登録しているので、該当事業所の EORI 番号を確認し、「GB」で始まる番号でない場合は GB EORI 番号の申請をしてください。

2. 食品のラベル表示

英国政府の食品ラベル表示に関するガイダンス²では、**英国の市場へ出る商品のラベルの規 則**が整理されています。当該ガイダンスは英国とEU間という視点で作成されていますが、日本で生産されて英国で販売される商品のラベル表示について参考になる内容も含まれているため、ここで解説します。ガイダンスでは、**英国(北アイルランドを除く)内で販売する商品は、2022年9月30日までにラベル表示を変更**する必要があることが書かれています。ラベルの変更実施の責任機関は英国(北アイルランドを除く)の自治体にあり、別市場のラベル付け要件に準拠する必要がある場合は、ラベルに他の情報を含めることは可能です。

当該ガイダンスでは、以下の項目ごとに説明されています。ただし、権限委譲行政機関及 び英国国会での手続きが必要との但し書きがあります。

EU衛生識別マーク

英国および北アイルランドで製造および販売される動物由来製品、または英国外に輸出される動物由来製品は、2022年9月30日までに、新しい英国の健康および識別マークに置き換える必要があると記載されています。

英国(北アイルランドを除く)で食品基準庁(Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例



北アイルランドで食品基準庁(Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例

C

² https://www.gov.uk/guidance/food-and-drink-labelling-changes-from-1-january-2021



英国(北アイルランドを除く)で地方当局が承認したマークの例



北アイルランドで地方当局が承認したマークの例



新しい英国衛生識別マークに関するガイダンスは、食品基準庁の<u>こちら</u>をお読みください。

食品事業者(FBO: Food business operator)の住所

英国(北アイルランドを除く)で販売されている梱包済みの食品またはチーズの主成分になるカゼインには、2022年9月30日までにFBOの英国の住所を含める必要があります。FBOが英国にない場合は、輸入者の住所を記す必要があります。

EU オーガニックロゴ

次の場合を除き、2021年1月1日から EU オーガニックロゴを使用してはいけません。

• 使用する英国の管理機関が、EUへの輸出用に英国の商品を認証することを、EUによって承認されている場合

• 英国と EU が、互いの基準の認識に同意する場合(「同等」と呼ばれる)

英国のオーガニック管理機関のロゴは引き続き使用できます。最新情報は、各管理機関にお問合せください。

原産国ラベル

北アイルランドの食品は、2021年1月1日以降も「原産地 EU」のラベルをつけて良いこととなっています。

英国(北アイルランドを除く)の食品は、2022 年 9 月 30 日までは「原産地 EU」のラベルをつけてもよく、2022 年 10 月 1 日以降、「原産地 EU」のラベルを付けてはなりません。

ひき肉

北アイルランドで販売されるひき肉は、2021 年 1 月 1 日以降、ラベルに各国の原産国が記載されていない場合、「EU」と「非 EU」と記載できます。

英国(北アイルランドを除く)で販売されるひき肉は、2022年9月30日まで「EU」と「非EU」を引き続き記載きます。2022年10月1日以降、ラベルに各原産国が記載されていない場合は、「英国以外」または「英国と英国以外」を使用する必要があります。

果物と野菜

北アイルランドで販売される果物と野菜の混合物については、ラベルに原産国が記載されていない場合は「EU」と「非 EU」を記載できます。

英国(北アイルランドを除く)で販売される果物と野菜の混合物については、2022年9月30日まで「EU」と「非EU」を引き続き記載できます。2022年10月1日以降、ラベルに各原産国が記載されていない場合は、「英国以外」または「英国と英国以外」を使用する必要があります。

承認済みトレーダースキーム(Approved Trader Scheme)に参加している場合は、英国の食品ラベルから EU のエンブレムを削除する必要があり、代わりの英国ラベルを使用します。

オリーブオイル

北アイルランドで販売されるオリーブオイルブレンドは、2021年1月1日以降ラベルに 各原産国の記載がない場合、「EU」と「非 EU」を記載できます。

2022年10月1日以降、英国(北アイルランドを除く)で販売されるオリーブオイルブレンドに「非EU」という用語を使用することはできません。エクストラバージンまたはバージンオリーブオイルがさまざまな国のオイルのブレンドである場合、ラベルには次のいずれかを含む必要があります。

- 原産国のリスト
- 「複数の国のオリーブオイルのブレンド」または同様の表記
- 地域貿易協定が適用される貿易圏の名前。たとえば、「EU 原産のオリーブオイルのブレンド」など。

ブレンド蜂蜜

2021年1月1日より前に、英国市場に蜂蜜を上市する場合、古い文言(「EU 蜂蜜のブレンド」、「非 EU 蜂蜜のブレンド」、または「EU と非 EU 蜂蜜のブレンド」)を使用することができます。 2021年1月1日からも引き続き、英国市場に出されるブレンド蜂蜜は原産国を表記することができます。別の表現を使用する場合、ブレンド蜂蜜のラベル付けの規則は変更されます。

2021年1月1日から北アイルランド市場に様々な国のブレンド蜂蜜を流通する場合、英国(北アイルランドを除く)産の蜂蜜は EU 産の蜂蜜ではなくなったことを正確に反映した上で、「EU の蜂蜜ブレンド」、「非 EU の蜂蜜のブレンド」、「EU と非 EU の蜂蜜のブレンド」のいずれかの用語を使用する必要があります。

イングランドとウェールズで販売されるブレンド蜂蜜の場合、2022 年 9 月 30 日までは、「複数国のブレンド蜂蜜」(または同様の表現)、「EU のブレンド蜂蜜」、「非 EU のブレンド蜂蜜」のいずれかを使用できます。

EU という文言を引き続き使用する場合は、ラベルが正確でなければなりません。たとえば 2021 年 1 月 1 日から、イングランドとウェールズの市場に出された英国とフランスのブレンド蜂蜜は、英国がもはや EU の一部ではないため、両国名を記載するか、「EU と非 EU のブレンド蜂蜜」という言葉を使用する必要があります。

2022年10月1日以降、原産国を記載しない場合は、「複数国のブレンド蜂蜜」(または同様の表現)を使用する必要があります。

2021年1月1日からスコットランドで販売されるブレンド蜂蜜の場合、原産地ラベルの記載方法は以下のいずれかとなります。

- 「複数国のブレンド蜂蜜」(または同様の表現)
- 原産国の貿易圏の記載。例えば「EU ブレンド蜂蜜」「非 EU のブレンド蜂蜜」、 または「EU と非 EU のブレンド蜂蜜」

貿易圏または EU の用語を引き続き使用する場合は、ラベルが正確でなければなりません。例えば 2021 年 1 月 1 日からスコットランドの市場に出された英国とフランスの蜂蜜のブレンドは、英国がもはや EU の一部ではないため、両国名を記載するか、「EU と非 EU のブレンド蜂蜜」という言葉を使用する必要があります。

牛肉と子牛肉

北アイルランドで販売される牛肉と子牛肉は、2021年1月1日以降、それらがEU域外で生まれ、飼育され、または屠殺されて、その完全な個々の国情報がない場合、「原産地: 非EU」を指す場合があります。

英国(北アイルランドを除く)で販売される牛肉と子牛肉は、2022年9月30日まで「非EU」を記載できます。2022年10月1日以降、完全な個々の国情報がない場合は、「英国以外」を使用する必要があります。

卵

英国の卵の取引規制に適合しない EU 以外の国からの卵は、「非 EC 規格」ではなく「非 英国規格」として記載する必要があります。

北アイルランドに輸入され販売される、EU の卵のマーケティング基準および貿易規制を満たさない卵は、2021年1月1日以降も、「非EC 標準」として記載し続ける必要があります。

英国(北アイルランドを除く)では、2022年9月30日まで、国内の卵取引規制を満たさない卵を、「非EC標準」または「非英国標準」として記載することができますが、2022年10月1日以降は「英国以外の標準」として記載する必要があります。

2021年1月1日からの卵のマーケティング基準については、<u>こちら</u>をご覧ください。

地理的表示(GI:Geographical Indication)ロゴ

英国(北アイルランドを除く)で製造および販売される地理的表示で保護された食品または飲料製品(ワインまたはスピリッツを除く)は、包装やマーケティング資料(Web サイトや広告など)において、関連する英国ロゴを使用する必要があります。地理的表示で保護されたワインやスピリッツの場合は、ロゴの使用は任意です。

英国は2021年1月1日から独自の地理的表示スキームを設定します。

2021年1月1日以前に登録された英国(北アイルランドを除く)の食品、飲料、および農業地理的表示製品の生産者または小売業者は、2024年1月1日までに、新しいUK地理的表示ロゴを表示するために包装およびマーケティング資料を変更する必要があります。2021年1月1日以降に登録された英国(北アイルランドを除く)製品には、英国のロゴが必須になります。

EU で保護されている地理的表示製品は、移行期間後も英国で EU ロゴを引き続き使用できます。2021年1月1日からの食品及び飲料の名前の保護についての詳細は<u>こちら</u>をご覧ください。

3. 有機食品制度

英国政府のガイダンス³では、英国(北アイルランドを除く)に輸入するあらゆる有機食品について、検査証明書(CoI, Certificate of Inspection)が必要とされています。

非EU諸国から輸入される有機食品は、国境管理ポスト (BCP: Border Control Post) から入域し、検査される必要があります。 例えば、オーガニックソーセージは、動物性食品を検査するBCPから入域する必要があります⁴。

なお、日本の特定の有機食品には英国との間で同等性が認められており、そのような商品の場合、英国に有機食品として輸出できますが、全ての食品に対して同等性が認められているわけではありません⁵。詳細については環境・食糧・農村地域省(DEFRA)の相談窓口にお問い合わせください。

4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム

輸入通関手続きの内容は従前から変更はありませんが、輸入通関の電子システムは従前のEUのTRACESから、動物由来製品についてはIPAFFSに、植物および植物由来製品については別のシステムに変更となります。変更のタイミング等については以下の5.および6.の説明をご確認ください。

5. 動物由来食品に関する規制・手続き

非 EU 圏からの動物由来製品の輸入

英国政府のガイダンス⁶では、非EU諸国から生きた動物あるいは動物性製品を英国(北 アイルランドを除く)に輸入する場合、種別によってはライセンスが必要になるとされてい ます。輸入製品に対するライセンスの要否についてはこちらでご確認ください。

また、輸入される動物あるいは動物性製品は EU の承認リストに掲載された国から輸入するものであり、多くの動物性製品について、EU の承認リストに掲載された施設に由来することとされています。

上記の要件等を踏まえたのち、実際の輸入手続きに入ることとなりますが、具体的な手続きとして、①衛生証明書の添付、②国境管理ポスト(BCP)への事前通知、③適切なBCPからの入域があります。

英国(北アイルランドを除く)への動物性製品等の輸入の際の衛生証明書は、非EU諸国からEUへの輸入の際に使用されている衛生証明書と実質的には同様のものとなります。

5 1 ...

³ https://www.gov.uk/guidance/trading-and-labelling-organic-food-from-1-january-2021

https://www.gov.uk/guidance/prepare-your-food-and-drink-business-for-1-january-2021

⁵ https://www.gov.uk/food-safety-as-a-food-distributor/organic-produce

 $^{^{6} \ \}underline{\text{https://www.gov.uk/guidance/importing-animals-animal-products-and-high-risk-food-and-feed-not-of-animal-origin-from-1-january-2021}$

BCP への事前通知について、従来使用されてきた EU の TRACES (域内畜産貿易管理情報システム: Trade Control and Expert System)の代わりとして、IPAFFS (新しい製品、動物、食品、および飼料の輸入システム: the Import of Products, Animals, Food and Feed System)に 2020年12月7日午前6時に切り替える必要があるとされています。すなわち、英国向けに輸出を行う場合、EU 向け輸出製造者として TRACES に登録している情報をIPAFFS に改めて登録する必要があります。なお、IPAFFS での通知は貨物が到着する30日前から可能で、24時間前までに通知を提出する必要があります。IPAFFS により事前通知を行う際は、事前に以下の情報を準備する必要があります。

- 輸入する貨物の内容
- BCP への到着予定日時
- 貨物の出発国名および貨物引渡国が異なる場合はその国名
- 貨物の目的地

生きた動物あるいは動物性製品を含むほとんどの貨物は、国境管理ポスト(BCP)で検査されますが、BCPごとに検査できる製品の種別が異なります。輸入の際には適切なBCPを事前にこちらでご確認ください。

6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き

非EU諸国—英国間における生鮮野菜・生鮮果物の輸出入に関しては、販売基準に変更はないことが英国政府のガイダンス⁸で明記されています。

また、非EU諸国から英国に植物および植物製品を輸入する際の手続きについて、調査時点では英国政府から手続き変更のガイダンス等は公表されていません。

以下の項目 (7.~11.) に関しては、調査時点において英国離脱による制度変更は確認できません。ただし、本章 (①) 冒頭の署名がされた日英包括的経済連携協定 (日英EPA) の詳細によっては、変更される場合があります。

- 7. アルコール飲料
- 8. 輸入ライセンス
- 9. 関税
- 10. VAT
- 11. その他

⁷ https://www.gov.uk/guidance/import-of-products-animals-food-and-feed-system

⁸ https://www.gov.uk/guidance/fresh-fruit-and-vegetable-marketing-standards-from-1-january-2021

ケース(2)

日本から北アイルランドに食品を輸出する場合



英国政府による 2020 年 8 月 7 日発行の政策文書⁹には、「**北アイルランドと非 EU 諸国と** の貿易に関しては、原則今日(EU 対非 EU 諸国間)と同様に続けることとする。さらに、北 アイルランドは英国 FTA の恩恵も引き続き受けられるようにする。」と明記されています。 英国政府は、英国全体を代表して貿易協定を非 EU 諸国と交渉し、北アイルランドも英国の自由貿易協定(FTA)の恩恵を受けることを意味します。

1. EORI 番号

この項目に関して、調査時点では英国離脱による変更はありませんが、EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

2. 食品のラベル表示

英国政府の食品ラベル表示に関するガイダンス¹⁰では、**北アイルランドの市場へ出る商品 のラベルの規則**が整理されています。当該ガイダンスは英国とEU間という視点で作成され

⁹ https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-introduction#northern-ireland-tofrom-the-rest-of-the-world-non-gu

¹⁰ https://www.gov.uk/guidance/food-and-drink-labelling-changes-from-1-january-2021

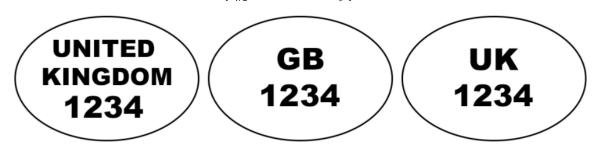
ていますが、日本で生産されて北アイルランドで販売される商品のラベル表示について参考 になる内容も含まれているため、ここで解説します。

ガイダンスでは、北アイルランド議定書に基づき**北アイルランドで販売する商品のラベル** 表示はEU規則の順守を継続するとされているものの、英国政府は事業者に新たな規則に対応 するための時間が必要だと認識しているとされています。英国政府は北アイルランドの農業・環境・地域省と地域議会と連携して、北アイルランド市場でのラベル表示要件の実施手法について検討を行っています。識別マーク、FBO住所、英国(北アイルランド)原産表示に関する実施手法はラベル表示の変更点に沿いながら、適切でリスクに基づいたものになるとしています。

EU衛生識別マーク

英国および北アイルランドで製造および販売される動物由来製品、または英国外に輸出される動物由来製品は、2022年9月30日までに、新しい英国の健康および識別マークに置き換える必要があると記載されています。

英国(北アイルランドを除く)で食品基準庁(Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例



北アイルランドで食品基準庁(Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例



英国(北アイルランドを除く)で地方当局が承認したマークの例



GB AA123



北アイルランドで地方当局が承認したマークの例

United Kingdom (Northern Ireland)

AA123

EC

UK(NI) AA123 EC

新しい英国衛生識別マークに関するガイダンスは、食品基準庁の<u>こちら</u>をお読みください。

ひき肉

北アイルランドで販売されるひき肉は、2021年1月1日以降、ラベルに各国の原産国が 記載されていない場合、「EU」と「非 EU」を記載できます。

果物と野菜

北アイルランドで販売される果物と野菜の混合物については、ラベルに原産国が記載されていない場合は「EU」と「非 EU」を記載できます。

オリーブオイル

北アイルランドで販売されるオリーブオイルブレンドは、2021年1月1日以降ラベルに 各国の記載がない場合、「EU」と「非 EU」を記載できます。

ブレンド蜂蜜

2021年1月1日から北アイルランド市場に様々な国のブレンド蜂蜜を流通する場合、英国(北アイルランドを除く)の蜂蜜は EU の蜂蜜ではなくなったことを正確に反映し、

「EU のブレンド蜂蜜」「非 EU の蜂蜜のブレンド」「EU と非 EU の蜂蜜のブレンド」のいずれかの用語を使用する必要があります。

牛肉と子牛肉

北アイルランドで販売される牛肉と子牛肉は、2021 年 1 月 1 日以降、それらが EU 域外で生まれ、飼育され、または屠殺され、その完全な個々の国情報がない場合は、「原産地: 非 EU | を指す場合があります。

卵

北アイルランドに輸入・販売される、EU の卵のマーケティングおよび貿易規制を満たさない卵は、2021年1月1日以降も、「非EC 標準」として記載し続ける必要があります。

地理的表示(GI: Geographical Indication)ロゴ

北アイルランドの食品および農業用地理的表示製品の生産者または小売業者は以下の対応 を取ることになります。

- 製品が EU 地理的表示スキームに登録され、北アイルランドで販売される場合は引き 続き EU ロゴを使用する必要がある。
- 製品が UK 地理的表示スキームに登録されている場合、新しい UK 地理的表示ロゴを使用する選択肢もある。

3. 有機食品制度

この項目に関しては、調査時点では英国離脱による変更はありませんが、EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム

英国政府の政策文書¹¹には、非EU諸国から北アイルランドに輸入する際も、Trader Support Service (TSS) の対象となることが書かれています。TSSとは、英国政府が整備した北アイルランドに出入りする物品の動きを電子的に記録するためのシステムです。非EU諸国の貿易業者は、商品を非EU諸国から北アイルランドに移動するときに、このシステムを利用することとなります。

TSS整備の背景として、輸出の規模に関係なく、貿易業者に対して新しい管理手続き、特に新しい電子輸入申告の要件、電子安全性・セキュリティ申告を課しているという背景があります。英国歳入税関庁(HMRC: Her Majesty's Revenue and Customs)および国境軍で形成される英国当局によって管理されるこれらの手続きは、関税が英国内の貿易に支払われないこと、北アイルランドが英国FTAから利益を得られること、およびアイルランド向けの商品に対してEUが適時に関税を支払うことを担保するために必要とされています。

 11 https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-introduction#northern-ireland-tofrom-the-rest-of-the-world-non-eu

TSSにより商品の動きに関する電子情報が記録されるため、貿易業者は新しい電子税関システムやプロセスに自ら従事する必要がありません。TSSは貿易業者から提供された情報により、貿易業者に代わって輸入申告および安全性・セキュリティ申告を実施します。貿易業者がTSSを使用する場合、関税申告サービス(CDS: Customs Declaration Service)や輸入管理システム(ICS: Import Control System)などの英国歳入税関庁システムにアクセスする必要はありません。

このサービスは 2020 年 9 月に運用が開始されており、<u>こちらで</u>事業者の登録ができます。移行期間の終了に向けて貿易業者をサポートします。

TSS は輸出の規模に関係なく、非EU 諸国から北アイルランドに商品を輸出する際に使用される一方、非EU 諸国から商品を持ち込みたい北アイルランドの輸入業者にとっては任意のサービスとなります。

以下の4項目(5.~8.)に関しては、調査時点では英国離脱による変更はでていませんが、 EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

- 5. 動物由来食品に関する規制・手続き
- 6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き
- 7. アルコール飲料
- 8. 輸入ライセンス

9. 関税

英国政府の政策文書¹²には、北アイルランドの関税は、英国外の非 EU 諸国から輸入された商品に適用されると明記されています。 EU 域内への移動可能性リスクがあると見なされ、英国と EU の関税が異なる場合を除き、北アイルランドでは英国の関税制度が適用されます。今後適用される体制は、議定書第5条に沿って英国と EU 共同委員会が決定した体制となります。この合同委員会の決定に沿って、体制の具体的な運用についてさらにガイダンスが提供される予定です。

以下の2項目(10.、11.)に関しては、調査時点では英国離脱による変更はでていませんが、EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

 $[\]frac{12}{https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-introduction\#northern-ireland-tofrom-the-rest-of-the-world-non-eu$

- 10. VAT
- 11.その他

ケース(3)

EU から英国(北アイルランドを除く)に食品を輸出する場合



2020年10月英国政府発行の文書「EU との国境」¹³では、2021年1月から英国政府は、EU から英国に移動する商品の輸入管理を、段階的に非EU 諸国商品の取り扱いと同様の方法で実施することが明記されています。これらの変更は、2021年1月、4月、7月の3段階で導入されます。

このため、英国の各輸入業者と EU の各輸出業者は、関税やその他の税、国境手続きの責任範囲が双方間で明確になるように、事前に契約条件に同意しておく必要があります。

1. EORI 番号

英国は今後 EU の制度から独立した EORI 番号制度を導入するため、企業が英国と EU27 カ国を含む英国外の国との間の輸出入取引を行う場合、英国によって発行される GB で始まる 12 桁の GB EORI 番号が必要となります。

GB EORI番号は、商品を英国に輸出入する(輸入申告の延期を含む)すべての企業に必要です。 GB EORI番号を申請するための詳細については、こちらを参照してください。番

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/B_ordersOpModel.pdf

¹³

号申請には5~10分、取得には最大で5営業日ほどかかります。EU貿易をしているVAT登録事業者は既にEORI番号を登録しているので、該当事業所のEORI番号を確認し、「GB」で始まる番号でない場合はGB EORI番号の申請をしてください。

また、EU側で輸出業務にあたる事業者はEU EORI番号が必要となります。

2. 食品のラベル表示

英国(北アイルランドを除く)内で販売する商品は、2022年9月30日までにラベル表示を変更する必要があります。ラベルの変更実施の責任機関は英国(北アイルランドを除く)の自治体にあり、別市場のラベル付け要件に準拠する必要がある場合は、ラベルに他の情報を含めることが可能です。

英国政府の食品ラベル表示に関するガイダンス¹⁴では、**英国市場へ出る商品のラベル規則** を以下の項目ごとに表示しています。ただし、権限委譲行政機関及び英国国会での手続きが 必要との但し書きがあります。

以下、諸項目に関しての規制です。

EU衛生識別マーク

英国および北アイルランドで製造および販売される動物由来製品、または英国外に輸出される動物由来製品は、2022年9月30日までに、新しい英国の健康および識別マークに置き換える必要があります。

英国(北アイルランドを除く)で食品基準庁(Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例



北アイルランドで食品基準庁(Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例

¹⁴ https://www.gov.uk/guidance/food-and-drink-labelling-changes-from-1-january-2021

s.//www.gov.uk/guiuaii





英国(北アイルランドを除く)で地方当局が承認したマークの例



GB AA123



北アイルランドで地方当局が承認したマークの例

United Kingdom (Northern Ireland)

AA123

EC



新しい英国衛生識別マークに関するガイダンスは、食品基準庁の<u>こちら</u>をお読みください。

食品事業者(FBO: Food business operator)の住所

英国(北アイルランドを除く)で販売されている梱包済みの食品またはチーズの主成分になるカゼインには、2022年9月30日までにFBOに英国の住所を含める必要があります。FBOが英国にない場合は、輸入者の住所を記す必要があります。

EU オーガニックロゴ

次の場合を除き、2021年1月1日から EU オーガニックロゴを使用してはいけません。

- 使用する英国の管理機関が、EUへの輸出用に英国の商品を認証することを、EUによって承認されている場合
- 英国とEUが、互いの(「同等」と呼ばれる)基準の認識に同意する場合

英国のオーガニック管理機関のロゴは引き続き使用できます。最新情報は、<u>各管理機関</u>に 問合せしてください。

原産国ラベル

北アイルランドの食品は、2021年1月1日以降も「原産地 EU」のラベルをつけて良いこととなっています。

英国(北アイルランドを除く)の食品は、2022 年 9 月 30 日までは「原産地 EU」のラベルをつけられますが、2022 年 10 月 1 日以降は「原産地 EU」のラベルを付けてはなりません。

ひき肉

北アイルランドで販売されるひき肉は、2021年1月1日以降、ラベルに各国の原産国が 記載されていない場合、「EU」もしくは「非 EU」を記載する必要があります。

英国(北アイルランドを除く)で販売されるひき肉は、2022年9月30日まで「EU」と「非EU」と引き続き記載できます。2022年10月1日以降、ラベルに各原産国が記載されていない場合は、「英国以外」または「英国と英国以外」と記載する必要があります。

果物と野菜

北アイルランドで販売される果物と野菜の混合物については、ラベルに原産国が記載されていない場合は「EU」と「非 EU」と記載する必要がります。

英国(北アイルランドを除く)で販売される果物と野菜の混合物については、2022年9月30日まで「EU」と「非EU」と引き続き記載できます。2022年10月1日以降、ラベルに各原産国が記載されていない場合は、「英国以外」または「英国と英国以外」と記載する必要があります。

承認済みトレーダースキーム(Approved Trader Scheme)に参加している場合は、英国の食品ラベルから EU のエンブレムを削除する必要があり、代わりの英国ラベルを使用します。

オリーブオイル

北アイルランドで販売されるオリーブオイルブレンドは、2021年1月1日以降ラベルに 各原産国の記載がない場合、「EU」と「非 EU」と記載できます。

2022年10月1日以降、英国(北アイルランドを除く)で販売されるオリーブオイルブレンドに「非EU」という用語を使用することはできません。エクストラバージンまたはバージンオリーブオイルがさまざまな国のオイルのブレンドである場合、ラベルには次のいずれかを含む必要があります。

原産国のリスト

- 「複数の国のオリーブオイルのブレンド」または同様の表記
- 地域貿易協定が適用される貿易圏の名前。たとえば、「EU 原産のオリーブオイルのブレンド」など。

ブレンド蜂蜜

2021年1月1日より前は、英国市場に蜂蜜を上市させる場合、古い文言(「EU 蜂蜜のブレンド」、「非 EU 蜂蜜のブレンド」、または「EU と非 EU 蜂蜜のブレンド」)を使用して市場に留めることができます。 2021年1月1日以降もブレンド蜂蜜に原産国を表記することで、引き続き英国市場に上市することが可能です。他方、別の表現を使用する場合は注意が必要です。

2021年1月1日から北アイルランド市場に様々な国のブレンド蜂蜜を流通する場合、英国(北アイルランドを除く)蜂蜜は EU 蜂蜜ではなくなったことを正確に反映し、「EU のブレンド蜂蜜」「非 EU の蜂蜜のブレンド」「EU と非 EU の蜂蜜のブレンド」のいずれかの用語を使用する必要があります。

イングランドとウェールズで販売されるブレンド蜂蜜の場合、2022 年 9 月 30 日までは、「複数国のブレンド蜂蜜」(または同様の表現)、「EU のブレンド蜂蜜」「非 EU のブレンド蜂蜜」のいずれかを使用できます。

「EU」の用語を引き続き使用する場合は、ラベルが正確でなければなりません。たとえば英国とウェールズの市場に出された英国とフランスのブレンド蜂蜜は、2021年1月1日以降は英国がもはやEUの一部ではないため、両国名を記載するか、「EUと非EUのブレンド蜂蜜」という言葉を使用する必要があります。 2022年10月1日以降も、各国の原産国を記載しない場合は、「複数国のブレンド蜂蜜」(または同様の表現)を使用する必要があります。

2021年1月1日からスコットランドで販売されるブレンド蜂蜜の場合、原産地ラベルのオプションは次のとおりです。

- 「複数国のブレンド蜂蜜」(または同様の表現)
- 原産国の貿易圏の参照。たとえば「EU ブレンド蜂蜜」「非 EU のブレンド蜂蜜」、 または「EU と非 EU のブレンド蜂蜜」

貿易圏またはEUの用語を引き続き使用する場合は、ラベルが正確でなければなりません。例えば、スコットランドの市場に出された英国とフランスの蜂蜜のブレンドは、2021年1月1日以降は英国がもはやEUの一部ではないため、両国名を記載するか、「EUと非EUのブレンド蜂蜜」という言葉を使用する必要があります。

牛肉と子牛肉

北アイルランドで販売される牛肉と子牛肉は、2021年1月1日以降、それらがEU域外で生まれ、飼育され、または屠殺され、その完全な個々の国情報がない場合、「原産地:非EU」を指す場合があります。

英国(北アイルランドを除く)で販売される牛肉と子牛肉は、2022 年 9 月 30 日まで「非EU」を記載できます。2022 年 10 月 1 日以降、完全な個々の国情報がない場合は、「英国以外」を使用する必要があります。

卵

英国の卵の取引規制に適合しない EU 以外の国からの卵は、「非 EC 規格」ではなく「非 英国規格」としてマークする必要があります。

北アイルランドに輸入され販売される、EU の卵のマーケティングおよび貿易規制を満たさない卵は、2021年1月1日以降も、「非 EC 標準」として記載し続ける必要があります。

英国(北アイルランドを除く)では、2022年9月30日まで、国内の卵取引規制を満たさない卵を、「非EC標準」または「非英国標準」として記載し続けることができます。2022年10月1日から、これらの卵を「英国以外の標準」として記載する必要があります。2021年1月1日からの卵のマーケティング基準については、<u>こちら</u>から詳しく知ることが可能です。

地理的表示(GI: Geographical Indication)ロゴ

英国(北アイルランドを除く)で製造および販売される地理的表示で保護された食品または飲料製品(ワインまたはスピリッツを除く)は、包装やマーケティング資料(Web サイトや広告など)には、関連する英国ロゴを使用する必要があります。地理的表示で保護されたワインやスピリッツの場合は、ロゴの使用は任意です。

英国は2021年1月1日から独自の地理的表示スキームを設定します。

2021年1月1日以前に登録された英国(北アイルランドを除く)の食品、飲料、および農業地理的表示製品の生産者または小売業者は、2024年1月1日までに、新しいUK地理的表示ロゴを表示するために包装およびマーケティング資料を変更する必要があります。2021年1月1日以降に登録された英国(北アイルランドを除く)製品には、英国のロゴが必須になります。

北アイルランドの食品および農業用地理的表示製品の生産者または小売業者は以下の対応 を取ることとなります。

- 製品が EU 地理的表示スキームに登録され、北アイルランドで販売される場合は引き 続き EU ロゴを使用する必要がある。
- 製品が UK 地理的表示スキームに登録されている場合、新しい UK 地理的表示ロゴを使用する選択肢もある。

EU で保護されている地理的表示製品は、移行期間後も英国で EU ロゴを引き続き使用で きます。2021 年 1 月 1 日からの食品及び飲料の名前の保護についての詳細はこちらをご覧 ください。

3. 有機食品制度

英国政府のガイダンス15では、英国(北アイルランドを除く)は有機食品の輸入に関し て、2021年12月31日までEUに同等性を認める予定であり、EUで有機食品として登録され たものは2021年1月1日からも引き続き英国内において有機食品とみなされます。

また、以後有機食品や飼料を英国に輸入する際には、EU の貿易管理およびエキスパートシ ステム (TRACES NT) が使用できなくなり、2021年1月1日から暫定的な手動の英国有機 食品輸入システムを使用することになるとされています。

4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム

2020年10月英国政府発行の文書「EUとの国境」16では、2021年1月から、英国とEU間で 輸出入を行う事業者は税関申告をする必要がでてくることが明記されています。以下では、 EUにおける輸出手続きと、英国における輸入手続きを概説します。

EUにおける輸出手続き

EUからの輸出事業者は、通運事業者や税関代理者を使用する場合でもEU EORI番号が必 要となります。また、輸出事業者またはその代理人はEUの輸出事務所への税関申告書の提 出する必要があり、次のいずれかの書類を作成する必要があります。

- 移動参照番号(MRN:Movement Reference Number)が記載される輸出付随書類 (EAD: Export Accompanying Document)
- 通過付随書類(TAD:Transit Accompanying Document)、移動参照番号(MRN)
- 通過(セキュリティ)付随文書 (TSAD: Transit (Security) Accompanying Document) 、移動参照番号 (MRN) (この方法は、一部の加盟国では数年間利用 できない場合があります)

税関申告が提出されない場合、別途、搬出略式申告を加盟国の輸出管理システム(export control system, ECS) に提出する必要があります。また、MRNは数字とバーコードで示さ れるもので、運送事業者はEU国境においてこれを提示する必要があります。

税関申告は輸出事業者あるいは代理人から、加盟国の税関システムに提出する必要があり

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment data/file/925140/B ordersOpModel.pdf

¹⁵ https://www.gov.uk/guidance/trading-and-labelling-organic-food-from-1-january-2021

ます。税関申告と安全・保安申告が提出されていない場合、輸出事業者あるいは代理人の運送事業者から別途、搬出略式申告書を提出してもらう必要があります。

英国における輸入手続き

各事業者は英国歳入税関庁システムに自社で税関申告を行うか、仲介業者を使用するかを検討する必要があります。輸出入貨物の税関処理(CHIEF: Customs Handling of Import and Export Freight)システムを使用するには、申告を行う当事者(またはその代理人)が税関申告を行うために(英国歳入税関庁への要求に応じて提供される)CHIEFバッジを保持する必要があります。税関申告は商用ソフトウェアを使用するか、コミュニティシステムプロバイダー(CSP: Community System Providers)を介して行うことができます。 現在、税関に従事する貿易業者の大半は、CHIEFまたは税関申告サービス(CDS: Customs Declaration Service)への申告の提出を含む義務を順守するために、仲介業者を使用しています。

輸入の税関申告書を提出するために以下の2つのオプションがあります:

- 延期申告 (Deferred Declarations) を利用します。輸入品の記録を保持しますが、輸入時点から最大6か月間の英国歳入税関庁への申告を延期します。
- 既存の税関プロセスを使用して、英国(北アイルランドを除く)への入国の時点で標準の税関申告を完了します。

2021年7月から、EUから商品が入域する国境では、次の2つのモデルのいずれかが使用されることとなっています。

- 英国への輸入品を税関に申告する前に最大90日間国境に保管できる従来の一時保管 モデル(Temporary Storage Model)
- EU側で積込前に税関申告書を提出する事前提出モデル(Pre-lodgement Model)

英国歳入税関庁は、The Goods Vehicle Movement Service (GVMS) と呼ばれる事前提出 モデルを支援するための新しいITプラットフォームを開発しています。ただし、その使用は 必須ではなく、一時保管モデルと事前提出モデルのどちらを使用するかの選択は、国境のオ ペレーターが商業上の事情を踏まえて決定することとなります。

また、2021年7月から、英国とEU間の貿易の搬入略式申告の提出は英国の安全・保安システム「S&S GB」で行う必要があります。これは、税関申告システム(CHIEF / CDS)とは別のシステムです。また、CSPシステムや第三者のソフトウェアプロバイダーを通じて申告を提出する選択肢も今後追加される予定です。

5. 動物由来食品に関する規制・手続き

英国政府のガイダンス¹⁷では、EUから英国に動物由来製品を輸入するにあたり、製品の 種類に応じて段階的に新たな輸入要件が適用されていくとされています。新たな輸入要件は 大きくは以下の3つとなります。

輸入事前通知

輸入事前通知とは、輸入業者が、貨物が英国に到着することを関連規制機関に IPAFFSにより事前に通知する手続きを指します。これは通常、規格化された輸入通 知の方法であり、輸入者は、輸入者、輸出者、輸送者のような一般情報と、貨物の 原産国、目的地、特定の種/製品など詳細情報を提供する必要があります。輸入者 は、積荷が到着する前にその商品の関連規制機関にこれを提出しなければなりませ ん。

衛生証明書(EHC) (輸出衛生証明書や植物検疫証明書など)

衛生証明書は、製品が仕向国の衛生要件を満たしていることを確認する公的文書を指し、貨物輸送時に付帯する必要があります。当該証明書はEUの**原産国の所管官庁から発行してもらう必要があります**。規格化された要件がなく、輸出衛生証明書の事例が確認できない場合、英国の輸入者は、イングランドやウェールズのCEFASやCITCに連絡する必要があります。スコットランドでは、個々の輸入業者は許可を必要としませんが、関係当局は、委託品が許可された施設に宛てられたものであることを確認する必要がある場合があります。

また、積荷の内容が仕向国の衛生要件を満たしていることを確認するために、積荷を公的獣医師が検査する必要があります。製品の種や種類ごとに個別の衛生証明書が必要です。したがって、1つの輸入でも、それぞれの製品が個別の衛生証明書を必要とする場合もありえます。

国境または内陸での書類、同一性、および現物検査

書類検査とは、積荷に付随する必要のある公的証明書、宣誓書、およびその他の商業文書の検査です。同一性検査では、貨物の内容を確認するために貨物の目視検査が行われます。ラベルは、付属の書類に記載された情報に対応している必要があります。現物検査では、商品が英国の衛生および植物検疫の輸入要件に準拠していることを確認するための検査が行われます。必要に応じて、貨物の梱包、輸送手段、ラベルのチェックもこれに含まれます。分析、実験室試験、または診断のための温度サンプリングも必要になる場合があります。

_

¹⁷ https://www.gov.uk/guidance/importing-animals-animal-products-and-high-risk-food-and-feed-not-of-animal-origin-from-1-january-2021

以下では、これらの輸入要件の 2021 年 1 月、4 月、7 月の段階的導入について解説します 18。

2021年1月導入

人間の消費を目的としない動物副産物(ABP)は高リスクまたは低リスクのいずれかとして分類されます。このうち高リスク動物副産物に対して、2021年1月から以下の輸入要件が適用されます。

- IPAFFS による輸入事前通知
- 英国環境・食料・農村地域省(Department for Environment Food and Rural Affairs: DEFRA)や英国動植物衛生庁(Animal and Plant Health Agency: APHA)による事前承認(一部の高リスク動物副産物のみ)
- 公的動物副産物商業文書の添付

低リスク動物副産物に対しては、上記の輸入要件は2021年7月まで適用されませんが、 公的商業文書の添付は求められます。

安全保障措置対象の動物由来製品に対しては、2021年1月から以下の輸入要件が適用されます。

- IPAFFS による輸入事前通知
- 衛生証明書の添付

安全保障措置対象の動物由来製品を輸入する英国の事業者は、EUの輸出事業者あるいは 公的機関獣医師に対して、IPAFFS 登録時に発行される固有通知番号(unique notification number, UNN)を提供する必要があります。輸出事業者はこの UNN を商業文書あるいは衛 生証明書に記載しなければなりません。

その他の動物由来製品に対しては、上記輸入要件は2021年4月まで適用されません。ただし、イングランド、スコットランド、ウェールズの規制当局は、病疫の流行や公衆衛生上の理由により、短期間の通知で特定の国からの特定製品の輸入禁止あるいは規制のため緊急的な安全保障措置を取ることがあります。

海洋漁獲された魚や貝に対しては、2021年1月から捕獲証明書を添付する必要があります。非EU諸国から発送され、EUを通過する非動物由来高リスク食品および飼料 (HRFNAO) に対しては、2021年1月から HRFNAO の検査ができる適切な国境管理ポストから英国に入域する必要があります。

¹⁸https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/BordersOpModel.pdf

2021年4月導入

2021年4月からは、**動物性製品、魚、貝類およびそれらの製品**の輸入に、輸入事前通知と 衛生証明書の添付が要件として導入されます。なお、動物性製品には混合製品も含まれるた め、混合製品も新しい要件の対象となります。

2021年4月から、動物性製品は遠隔による書類検査の対象となります。これには、積荷に伴う必要がある公的証明書、宣誓書およびその他の商業文書の検査が含まれます。すべての商品は、到着前にEHCと荷物の移動がIPAFFSにより事前に通知される必要があります。

また、非動物由来高リスク食品および飼料は、2021年4月からIPAFFSを使用した輸入事前通知が必要となります。

2021年7月導入

2021年7月から、動物性製品に対して、4月までに導入された要件に加えて、以下の輸入要件が導入されます。

適切な国境管理ポスト (BCP) からの入域

適切な国境管理ポストからの入域とは、特定商品の検査を実施する設備のある特定の入域地点から、特定商品が英国(北アイルランドを除く)に入域する必要があることを指します。国境管理ポストは、EUから届く動植物の検査を実施するためのその国の関連する法律に沿って指定および承認された検査ポストです。これらの検査は、製品に対する衛生要件の順守状況を確認するために行われます。国境管理ポストで検査できる商品は、国境管理ポストごとに異なります。したがって、商品が適切な国境管理ポスト経由で送られるように、輸入/輸出事業者は手配が必要です。輸入者は通常、事前通知プロセスの一環として、適切な国境管理ポストに商品の到着を通知する必要があります。

輸入業者は、製品のCNコードが<u>EU規則(EU)2019/2007</u>に掲載されている場合、製品が上記の要件を満たしていることを確認する必要があります。

6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き

英国政府のガイダンス¹⁹では、EUの果物と野菜を英国に輸入する場合、英国国境でのマーケティング基準は2021年1月1日から短期的には変更されない、とされています。EU内で生産された生鮮野菜・生鮮果物、またはEUで税関を通過した第三国商品を輸入する場合、

¹⁹ https://www.gov.uk/guidance/fresh-fruit-and-vegetable-marketing-standards-if-the-uk-leaves-the-euwithout-a-deal

英国に到着する前に、英国発行の適合証明書を申請する必要はありません。ただし、英国市場に参入するEUの果物と野菜が英国のマーケティング基準に準拠する品質であることを確認するために、追加の適合検査が以下の機関によって実施されることがあります。

- 園芸検査官(イングランドおよびウェールズの園芸マーケティング検査官 (HMI))
- スコットランドのスコットランド農業 (SASA) に対する科学とアドバイス
- 北アイルランドの農業環境農村部(DAERA)

一方、輸入手続きについては、動物由来製品と同様、植物あるいは植物製品の種類により、新しい輸入要件が段階的に適用されていきます。新たな輸入要件は大きくは以下の3つとなります。

輸入事前通知

輸入事前通知とは、輸入業者により貨物が英国に到着したことを関連規制機関に事前に通知する手続を指します。これは通常、規格化された輸入通知の方法であり、輸入者は、輸入者、輸出者、輸送者のような一般的な情報と、貨物の原産国、目的地、特定の種・製品など詳細情報を提供する必要があります。これは輸入者により、積荷の到着前に関連規制機関に提出されます。

事前通知は対応するITシステム上で行う必要がありますが、詳細情報は今後、発表されます。

植物検疫証明書の添付

植物検疫証明書は、その製品が検査され、検疫が不要でその他の害虫がいないと見なされ、仕向国の衛生要件を満たしていることを確認する公的証明書を指し、英国への入国時に確認されることがあります。輸出者は当該証明書を原産国の所管官庁から入手する必要があります。1つの輸入でも、それぞれの製品が植物検疫証明書を必要とする場合もありえます。輸入者は、航空便の場合は到着の少なくとも4時間前、その他の輸送手段では到着の少なくとも1営業日前に、輸入事前通知を植物検疫証明書とともに提出する必要があります。

書類検査、同一性検査、および現物検査

書類検査とは、積荷に付随する必要のある公的証明書、宣誓書、およびその他の商業文書の検査です。同一性検査では、貨物の内容を確認するために貨物の目視検査が行われます。ラベルは、付属の書類に記載された情報に対応している必要があります。現物検査では、商品が英国の衛生および植物検疫の輸入要件に準拠していることを確認するための検査が行われます。必要に応じて、貨物の梱包、輸送手段、

ラベルのチェックもこれに含まれます。分析、実験室試験、または診断のための温 度サンプリングも必要になる場合があります。

これらの輸入要件の2021年1月、4月、7月の段階的導入について解説します。

2021年1月時導入

2021年1月1日から、**リスクの高い植物や植物製品**の輸入に対して、輸入事前通知、植物検疫証明書の添付、書類検査、同一性検査、現物検査が適用されます。

パイナップル、ココナッツ、ドリアン、バナナ、およびナツメヤシは、特定の植物検疫規制からすでに除外されています。これらの積送品は、引き続き通関要件の対象から除外されています。英国のバイオセキュリティにリスクをもたらさない追加の植物や植物製品も輸入規制の対象外となる可能性があります。

2021年1月1日から植物検疫証明書と輸入の事前通知が必要となるリスクの高い植物と植物製品のリストは、こちらで公表されています。

上記の各種検査は、英国およびウェールズの動植物衛生局(APHA)および森林委員会 (FC)、スコットランド政府およびスコットランド政府の植物衛生種子検査官(PHSI)に よって行われます。現物検査は目的地または別の許可された施設で実施されます。

絶滅危惧種の規制(CITES / UKWTR)に該当する動植物種、およびそれらの一部または派生物を輸入、輸出、または再輸出するには、許可または証明書を別途申請する必要があります。Species + から該当製品がCITESリストに含まれているかどうかを確認してください。また、CITES製品向けの入域地点から英国に入国する必要があります。

2021年4月時導入

2021年4月から**すべての植物及び植物性製品**の輸入に対して、輸入事前通知、植物検疫証明書の添付、書類検査、同一性検査、現物検査が適用されます。これらは、2021年1月にリスクの高い植物や植物製品に導入されたものと同様です。

2021年4月から導入される手続きの対象となる植物および植物性製品のリストは、<u>こちら</u>で確認できます。

2021年7月導入

2021年4月に導入された、すべての植物および植物性製品の輸入に際して求められる要件に変更はありませんが、2021年7月から、製品のリスクに応じて国境または内陸での同一性検査および現物検査の頻度が増えることとなります。検査は、英国およびウェールズの動植物衛生庁(APHA)および森林委員会(FC)の植物衛生および種子検査官(PHSI)、およ

びスコットランドのスコットランド政府によって実施されます。 現物検査は国境管理ポストで行われます。

7. アルコール飲料

2021年1月から、アルコール飲料を含む物品税対象製品を英国に輸入する企業は、税関申告の義務があります。アルコール税は、非EU諸国からの商品に適用されるのと同じ規則に従って徴収され、輸入業者は、非EU諸国輸入の場合と同様に、税を一時停止にすることができます。

2021年1月1日より、EUの以下のシステムは使用できません 20 。

- 簡易付随管理文書 (SAAD: a Simplified Accompanying Administrative Document)
- EUの遠距離販売取決め

アルコール飲料の移動および管理システム(EMCS: The Excise Movement and Control System)は引き続き稼働しますが、港から輸入業者の倉庫への移動を含む、英国内の税の一時停止の動きのみを対象としています。EMCSの詳細は<u>こちら</u>から参照することができます。電子添付文書(eAD: electronic accompanying Document)はEUの輸出国で認証され、英国への輸出は「EU以外の国への輸出」という詳細が記載されます。eADは、管理参照コード(ARC: Administrative Reference Code)番号とともに輸出税関申告書に記載されています。eADは商品がEUを離れるまで有効で、輸出税関申告で輸出管理システム(ECS: Export Control System)メッセージが送信されると、自動的に解放されます。

8. 輸入ライセンス

EUの離脱に関するページ²¹には、移行期間が終了すると、**輸出入ライセンスのシステムに 関する欧州連合の規則は英国には適用されなくなる**ことが、明記されています。

この変更の結果、欧州連合によって発行された輸出入ライセンスに由来する権利と義務は、移行期間の終了時に英国で失効します。 同様に、英国のライセンス当局によって発行された輸出入ライセンスに由来する権利と義務は、欧州連合で失効します。

ただし、WTOの関税割当の枠組みで発行されたライセンスには例外があります。詳細は こちらをご覧ください。

9. 関税

-

²⁰ https://www.gov.uk/guidance/importing-excise-goods-to-the-uk-from-the-eu-from-1-january-2021

²¹ https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/farming/eu-agriculture-and-brexit en

同上のEUの離脱に関するページには、移行期間の終了までにEU-英国間で貿易協定を締結できなかった場合、英国に輸入されるEU製品に関税が課せられ、EUに輸入された英国製品に関税が課されることが、明記されています。

英国に商品を輸入する事業者は、現在協議中の新しい英国関税に基づいて商品に適用される関税を支払わなければなりません。これを行うには、輸入業者は商品の原産地、分類、関税額を決定する必要があります。2021年1月から適用されますが、支払期日を延期するための以下の様なオプションは用意されています。

関税繰延口座(Duty deferment account:DDA)

商品を定期的に輸入する貿易業者は、関税繰延口座の恩恵が受けられます。これは、関税、物品税、輸入VATなどの通関手数料を、個々の貨物に対して支払う代わりに、月に1回口座振替で支払うことができるものです。VAT登録貿易業者は代わりに繰延されたVAT会計を使用して、VAT還付に輸入VATを計上できます。関税繰延口座と貿易業者、またはその代理人を設定するには、繰延口座番号(deferment account number:DAN)を申請し、英国歳入税関庁による承認が必要です。ほとんどの貿易業者が関税総合保証(Customs Comprehensive Guarantee: CCG)なしで関税繰延を使用できるようにする新しいルールが導入されています。

10. 付加価値税(VAT)

EUからの商品の輸入には、非EU諸国の輸入に適用されるのと同じ税率と体制に従って、 VATが課税されます。英国VAT登録輸入業者は、VAT還付時の輸入VATの算出に際して VAT繰越会計を適用することができます(強制ではありません)。

課税物品と贈答品を除き、135ポンドを超えない積荷の輸入品の場合、輸入VATを国境で支払う必要はありません。低価値貨物免除が無効となり、商品が英国で供給されたかのようにVATが課税され、英国のVAT申告時に英国歳入税関庁(HMRC)に計上されます。英国に輸入される商品を135ポンド以下で販売する事業者は、販売時に支払うべきVATを請求および徴収する必要があります。英国に輸入される商品を販売する事業者は、英国でのVATに登録し、VAT申告時に支払うべきVATを計上する必要があります。

企業が英国に輸入される商品を135ポンド以下の価格でオンラインマーケットプレイスを 通じて販売する場合、オンラインマーケットプレイスは、英国のVATに登録し、VAT還付 に応じてVATを計上する必要があります。購入時に付加価値税が課されていない価値が135 ポンドを超えない積荷で商品を輸入している英国の付加価値税登録事業者は、リバースチャ ージ方式での付加価値税還付に付加価値税を計上する必要があります。 135ポンドを超えな い非物品のVATの支払い方法と会計処理に関する個別のガイダンスは、こちらで確認できま す。

2021年1月からVAT課税が適用されますが、支払期日を延期するための**関税繰延口座**が活用できますので、③EU から英国(北アイルランドを除く)の「9.関税」をご覧ください。

11. EU から英国(北アイルランドを除く)への輸入品に対する緩和措置(最長6 か月間)

2020年6月、英国政府はEU離脱に基づく移行期間終了後の2021年1月1日から半年に わたり、EUからの輸入手続きを簡素化することを発表しました²²。これにより、**輸入通関** 申告手続きを最長6カ月間猶予し、関税の支払いも通関申告時まで繰り延べを認めます。同 年4月からは事前通知などの対象品目を広げ、7月には非EU諸国からの輸入と同様の通関 手続きを求めることとなります。

12. その他

EUから英国(北アイルランドを除く)に荷物を運ぶ運送業者は、その運転手が正しい文書を持っていることを確認する必要があります。たとえば、国際運転免許証または一部の国で運転するには追加のライセンスが必要になる場合があります。要件が明確になり次第、英国政府が詳細情報を公表することとなっています。

_

²² https://www.gov.uk/government/news/government-accelerates-border-planning-for-the-end-of-the-transition-period

付属表

③EU→UKへの輸入に関する事項

	ステージ1 (2021年1月~)	ステージ 2 (2021年4月~)	ステージ3(2021年7月~)
4 税関申告	申告必要、但し6か月の猶予期間	(猶予期間終了)	非EU諸国からの輸入と同様の通関手続き
5 動物由来食品			
高リスク動物副産物 (high-risk ABP)	IPAFFSによる輸入事前通知、Defra/APHAによる事前承認、 公的動物副産物商業文書の添付		適切な国境管理ポスト(BCP)からの入域と文書検査、同一性検査、現物検査
低リスク動物副産物 (low-risk ABP)	公的動物副産物商業文書の添付		IPAFFSによる輸入事前通知、衛生証明書の添付、 適切な国境管理ポスト(BCP)からの入域と文書検査、同一性検査、現物検査
動物性由来製品 (セーフガード措置対象)	IPAFFSによる輸入事前通知、衛生証明書の添付		適切な国境管理ポスト(BCP)からの入域
動物由来製品		IPAFFSによる輸入事前通知、衛生証明書の添付、 国境等での文書検査	適切な国境管理ポスト(BCP)からの入域と文書検査、同一性検査、現物検査
海洋漁獲された魚や貝	捕獲証明書の添付	IPAFFSによる輸入事前通知、衛生証明書の添付、 国境等での文書検査	適切な国境管理ポスト(BCP)からの入域と文書検査、同一性検査、現物検査
非動物由来の高リスク食料 および飼料 (HRFNAO)	※非EU諸国から発送され、EUを通過する場合のみ口 適切な国境管理ポスト(BCP)からの入域	IPAFFSによる輸入事前通知 ※すべてのHRFNAOが対象	国境管理ポスト(BCP)からの入域と文書検査、同一性検査、現物検査
6 植物および植物製品			
高リスク植物とその製品	植物検疫証明書の添付 英国(北アイルランドを除く)輸入者が提出する輸入事前通知 文書検査、同一性検査、現物検査		
全ての規制されている植物と植物製品		IPAFFSによる輸入事前通知、植物検疫証明書の添付、 国境等での文書検査、同一性検査、現物検査	製品リスクに応じた同一性検査および現物検査の頻度の増加
7 アルコール飲料	税関申告の義務		

ケース(4)

EU から北アイルランドに食品を輸出する場合



英国政府が2020年8月7日に発行している政策文書²³には、「北アイルランドから北アイルランドとアイルランドを含む EU 加盟国との間の、議定書でカバーされる商品の移動に変更はありません。つまり、両国間に新しい書類や関税、割当、原産地規則のチェックは存在しません。」と明記されています。

従って、以下の項目 (1.~11.) に関しては、調査時点では英国離脱による変更はでていませんが、EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

- 1. EORI 番号
- 2. 食品のラベル表示
- 3. 有機食品制度
- 4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム
- 5. 動物由来食品に関する規制・手続き
- 6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き

²³ https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-introduction#northern-ireland-tofrom-the-eu

- 7. アルコール飲料
- 8. 輸入ライセンス
- 9. 関税
- 10. VAT
- 11.その他

ケース(5)

英国(北アイルランドを除く)から EU に食品を輸出する場合



2020年10月英国政府発行の文書「EU との国境」²⁴では、英国から EU への輸出に関する変更の詳細が記載されています。

英国の各輸出業者とEUの各輸入業者は、関税やその他の税、国境手続きの責任範囲が双 方間で明確になるように、事前に契約条件に同意しておく必要があります。

1. EORI 番号

英国側の国境で輸出手続きを行うためには、GB EORI番号が必要となります。また、EU 側でICSシステムにより安全・保安申告などの輸入手続業務を行う貿易業者や運送業者はEU EORI番号が必要です。

2. 食品のラベル表示

英国政府が2020年10月16日付で更新したガイダンス²⁵では、2021年1月1日以降のEUで販売される食品及び飲料のラベル表示変更に関して、EUのラベル表示規則により製品に求め

 $\frac{https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/925140/B\\ \underline{ordersOpModel.pdf}$

²⁴

²⁵ https://www.gov.uk/guidance/food-and-drink-labelling-changes-from-1-january-2021

られる要件をEUの輸入者に確認すべきであるとした上で、以下のことが記載されています。

- 2021年1月1日より前にEU市場に上市された動物性由来原材料を含む食品は、ラベル標記を変更することなくEU市場内で流通を継続することができる。
- 2021年1月1日より前に英国あるいはEUの市場に上市される動物性由来原材料を含まない食品は、いずれの市場においてもラベル表示の変更なしに流通を継続することができる。
- 2021年1月1日以降、EU市場に上市されるすべての食品は、EUのルールを順守する 必要がある。
- 包装食品あるいはカゼインは、EUあるいは北アイルランド内の食品事業者(FBO: Food business operator)住所、あるいはEUあるいは北アイルランド内の輸入者の住所をパッケージあるいは食品ラベルに含める必要がある。

離脱協定では、費用の有無にかかわらず、流通、消費、商業的利用のためにEU市場に最初に供給されることを、「製品を上市する」としています。

ただし、EU発行文書「利害関係者への通知 英国離脱およびEU食品法」²⁶には、2021年1月1日より前に上市された食品のEU市場あるいは英国市場での流通継続措置は、非動物性製品にのみ適用され、動物由来食品には適用されないとされています。動物由来食品は、移行期間終了前の市場への出荷に関係なく、移行期間終了後は食品に関するEU規則に準拠する必要があるとされています。

このように、英国政府ガイダンスとEU発行文書には整合が取れていない内容もあり、今後の交渉や新たに公表されるガイダンス等を注視する必要があります。

英国政府の当該ガイダンスでは、以下の項目ごとに説明されています。ただし、権限委譲 行政機関及び英国国会での手続きが必要との但し書きがあります。

EUエンブレム

EUの許可がない限り、2021年1月1日から英国(北アイルランドを除く)で生産された商品にEUのエンブレムを使用できません。

EU衛生識別マーク

²⁶ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit files/info site/notice for stakeholders food law.pdf

英国および北アイルランドで製造および販売される動物由来製品、または英国外に輸出される動物由来製品は、2022年9月30日までに、新しい英国の健康および識別マークに置き換える必要があると記載されています。

英国(北アイルランドを除く)で食品基準庁(Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例

UNITED KINGDOM 1234 UK 1234

北アイルランドで食品基準庁 (Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例



英国(北アイルランドを除く)で地方当局が承認したマークの例

United Kingdom AA123 UK AA123

北アイルランドで地方当局が承認したマークの例





原産国ラベル

英国(北アイルランドを除く)の食品は、2021年1月1日以降、原産地「EU」のラベルを付けてはなりません。

北アイルランドの食品は、原産地「EU」のラベルをつけて良いこととなっています。

さらに、2020年3月にEUから発行された文書「利害関係者への通知 英国離脱およびEU 食品法」²⁷において、場合によってEU食品法は、英国からの食品に適用される表示慣行と比 較して、食品の表示の変更を要求する場合が移行期間の終了前にあることが明記されていま す。

3. 有機食品制度

英国政府の有機食品ラベルに関するガイダンス²⁸では、次の場合を除き、2021年1月1日からEUオーガニックロゴを使用してはならない、となっています。

- 使用する英国の管理機関が、EU への輸出用に英国の商品を認証することを EU によって承認されている場合
- 英国とEUが、互いの基準の認識に同意する場合(「同等」と呼ばれる)

英国のオーガニック管理機関のロゴは引き続き使用できます。最新情報は、<u>各管理機関</u>に 連絡してください。

また EU 発行文書「利害関係者への通知 英国離脱および EU 食品法²⁹」では、遺伝子組 み換え食品および飼料に関しては、EU 認可の申請者またはその代理人が EU 内に所在する 必要があることが明記されています。**さらに、英国が EU との同等取引に達しない場合、英国から EU に有機食品や飼料を輸出することはできないこと**も書かれています。2021 年 1 月 1 日以降の有機食品の取引とラベル付けの最新情報についてはこちらからご確認ください。

_

²⁷ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit files/info site/notice for stakeholders food law.pdf

²⁸ https://www.gov.uk/guidance/trading-and-labelling-organic-food-from-1-january-2021

²⁹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit files/info site/notice for stakeholders food law.pdf

4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム

2020年10月英国政府発行の文書「EUとの国境」³⁰では、移行期間終了後に英国から商品をEUへ送る英国を拠点とする企業は、英国の税関輸出申告を実施する必要があることされています。税関輸出申告の際、GB EORI番号、製品の商品コード、製品の価格、英国歳入税関庁へのアクセスあるいはアクセスできる仲介事業者が必要となります。仲介事業者を介さない場合は、CHIEFバッジが必要になります。また、EUに入域する際の要件等については、以下の項目ごとの解説を確認ください。

また、2021年1月1日より、英国からのすべての輸出について、安全・保安(Safety and Security, S&S)申告が必要となります。英国のS&S措置は、事前の到着・出発情報、入出国するすべての貨物の危険情報から構成されるWCOの安全枠組みに沿っています。事前の到着・出発情報の英国の税関当局への提出は、輸送事業者が法的責任を負っています。また、輸出に関するS&S情報は、財務およびS&S申告から構成されます。到着前に輸出申告書が提出されていない場合、別途、搬出略式申告(exit summary declaration)を提出する必要があります。

搬出略式申告と輸出税関申告をまとめて提出する場合、あるいは搬出略式申告のみを提出する場合、CHIEFシステムあるいはCustoms Declaration Serviceを利用することができます。提出された情報は、英国のS&SシステムであるS&S GBに共有されます。

移行期間終了後、英国とEUの自由貿易協定の有無に関わらず、国境では税関手続きが発生することとなります。多くの場合、通関に必要な書類を所持しているのは車両の運転手であり、運転手が正しい書類を所持していない場合、国境地点において車両の混雑が発生することが想定されます。英国政府は、重量物運搬車(Heavy Goods Vehicle, HGV)の運転手が正しい書類を所持しているかどうかを確認するためのシステム「Check an HGV is Ready to Cross the Border」を新たに整備します。

動物由来食品のEUへの輸入者は、EUの貿易管理およびエキスパートシステム(TRACES NT)を介して関連する文書を提出するため、登録が必要です。植物由来食品については、植物検疫証明書を取得するために、英国輸出業者が英国の適切な植物衛生当局に登録している必要があります。詳細については今後、公表されます。

³⁰

アルコールを含む物品税対象製品の輸出者は、その物品税をCHIEF / CDSシステムを通じて申告します。 倉庫から港への移動の国内物品税課税の一時留保は、EMCSシステムで申告する必要があります。

5. 動物由来食品に関する規制・手続き

5-1 英国政府の文書での説明

2020年10月英国政府発行の文書「EUとの国境」³¹では、動物由来食品に関する新しいプロセスの導入が記載されています。

2021年1月より、動物性食品、魚介類およびそれらの製に以下の要件が適用されます。

- 輸入事前通知 輸出衛生証明書あるいはその他の公的文書の添付
- 国境または内陸での文書検査、同一性検査および現物検査
- 適切な国境管理ポスト (BCP) からの入域

動物性製品を含む混合製品の輸出も、これらの要件の対象となります。該当製品に関するガイダンスは、<u>こちら</u>から確認できます。輸出業者は、自社製品のCNコードが<u>EU規則</u> (EU) 2019/2007に記載されているかを確認し、動物由来製品または動物副産物が上記の要件を満たしている必要があるかどうかを確認する必要があります。

EUへの輸入者は、EUの貿易管理およびエキスパートシステム(TRACES NT)を介して適切な国境管理ポストに事前通知を提出する必要があります。 これは、商品到着の少なくとも1営業日前に行う必要があり、国境管理ポストが運送上の制約があると判断した場合は、到着の4時間前までに変更する可能性があります(標準期間は、24時間となります)。

海産物に関しては、多くの海産魚と一部の甲殻類の輸出に、漁獲証明書を添付する必要があります。魚の輸出業者は、サプライチェーン内の漁船が輸出先の地方自治体に登録され、衛生順守について検査されていることを確かめる必要があります。

英国(北アイルランドを除く)で生産されるほとんどの非動物性由来の食料はEUから高リスクとみなされていないため、それらはEUのどの入域地点からもEUに入域できます。しかしながら、非EU諸国由来の非動物性由来の高リスク食料および飼料(HRFNAO)で英国

³¹

を経由するものは、EUにおける国境管理の対象となります。具体的には、以下の輸入要件が課せられます。

- TRACESによる到着の1営業日前までの輸入事前通知の提出
- 文書検査、同一性検査、現物検査のための適切なBCPからの入域

5-2 EU文書での説明

一方、EU発行文書「利害関係者への通知 英国離脱およびEU食品法」でも、英国から EUへの動物由来食品の輸入に関する条項があります。そこでは、移行期間終了後、**以下を 含む特定の要件が満たされない限り、英国からEUへの動物由来の食品の入国は禁止されると** なっています。

- 英国が、EU委員会によって、公的および動物の健康目的のために「リストに追加」 された場合。
- 食品が発送、入手または調理される英国の施設が、公衆衛生の目的で「リストに追加」された場合。
- 英国が、動物および動物製品についてEU指令96/23 / ECに明記されそれに従って承認された残留物管理計画を有する第三国として、EU委員会によって「リストに追加」された場合。
- 輸入される食品が、規則 (EC) No 852/2004の第4条から第6条、および規則 (EC) No 853/2004の第3、4、5、7および8条に定められたすべての食品衛生要件を満たしている場合。

EU側の見解によると、**移行期間終了後に英国から動物由来の製品を輸入する食品事業者** は、上記の条件がクリアされる場合にのみ、輸入が行えます。その際、EUへの最初の入域地点で、以下の要件の確認や検査が実施されます。

- 貨物がカテゴリーごとに指定された「国境管理ポスト」からの入域であること
- 各貨物に対する文書検査と同一性検査、および適切な頻度での現物検査
- 各貨物へのEU食品法に準拠した証明書の添付
- 原則として、到着予定日の1営業日前までの貨物の到着の事前通知(BCPでの公的管理対象貨物のみ)

これらの検査は、規則(EU) 2017/625の第79条に定められた料金の対象となります。

また、EU発行文書では、特定の輸入食品のマーケティング基準について以下の記述もあります。

家禽: EU委員会規則 (EC) No 543/2008の第14条によると、「フリーレンジ」などの オプションの用語を使用するには、原産国の管轄当局によって発行された証明書 が必要となります。

卵 :規制 (EC) No 589/2008の第30条によると、第三国から輸入された食用卵には、「非EU標準」の農法でラベル付けが義務となります。ただしこれはEU委員会が輸入された卵が欧州連合の卵の販売基準に同等のレベルで適合しているとみなされる条件だと考慮した場合には適用されません。

移行期間終了後、これらの製品が英国からEUに輸入される場合、上記の証明書の要件が適用されます。また、水産物には漁獲証明書が必要となります。

動物由来の食品とは異なり、非動物由来の食品の輸入は、第三国および事業所のリスト要件の対象ではありません。

6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き

2020年10月英国政府発行の文書「EU との国境」³²では、2021年1月から、英国から EU に輸出されるすべての規制対象の植物および植物製品は、非EU 諸国から輸出される商 品と同等にEU 輸入規制の対象となることが、明記されています。

以下の要件が、植物および植物製品の輸入に適用されます。

- EU輸入者からの輸入事前通知
- 植物検疫証明書を商品と共に提示
- 国境または内陸での文書検査、同一性検査、現物検査

包装されて販売されるサラダなど加工された果物や野菜は、別の要件の対象となる場合があります。輸出業者は、関連する加盟国の植物衛生当局に輸入要件を確認することをお勧めします。

輸出植物検疫証明書の内容を確認するための現物検査は、輸出前に内陸で行われることがあります。このため輸出業者は適切な植物衛生当局に申請する必要があります(イングランドとウェールズのAPHAとFCの植物衛生種子検査官、あるいはスコットランド政府とスコットランド政府林野庁による)。

輸入される規制された植物および植物製品は適切なEUのBCPから入域する必要があり、 そのリスクに応じて文書検査、同一性検査、現物検査の対象となります。

³²

英国政府のガイダンス³³では、生鮮果物や野菜をEUに輸出する場合、EUと英国のマーケティング基準規制に準拠する準備が必要であると記載されています。

特定のマーケティング基準 (SMS: Specific Marketing Standard) の対象となる果物と野菜 以下の果物と野菜は、特定のマーケティング基準(SMS)に準拠する必要があります。

- ・りんご
- 柑橘類 (レモン、オレンジ、クレメンタイン、マンダリン、サツマとそれらの雑種)
- キウイ
- 桃とネクタリン
- 洋ナシ
- ・いちご
- ぶどう
- レタス (カーリーと広葉樹のエンダイブを含む)
- ・ピーマン
- トマト

これらの製品を英国から EU、または非 EU 諸国に輸出する場合、農産物が英国の税関を通過するには、英国発行の適合証明書を申請する必要があります。以下の方法で適合証明書の申請を行うことができます。

- イングランドとウェールズ:PEACH システムの使用
- スコットランド: SASA Horticulture and Marketing Unit (hort.marketing@gov.scot) への確認
- 北アイルランド: DAERA への確認

英国から EU への輸出については、EU が 2021 年 1 月 1 日から英国発行の証明書を受け 入れない可能性があるため、EU の検査機関が発行した適合証明書も必要になる場合がありま す。英国政府はこれらのプロセスを簡略化するために EU と協議していますが、対象業者は 2021 年 1 月 1 日までに、英国と EU の両方が発行した適合証明書を取得する必要がありま す。EU 発行の適合証明書の申請方法は、EU 加盟国ごとに異なります。証明書の申請に関 するガイダンスについては、該当国の適切な機関に連絡する必要があります。

7. アルコール飲料

2020年10月英国政府発行の文書「EUとの国境」³⁴では、2021年1月からアルコールを含む物品税対象製品をEUに輸出する企業は、税関の輸出申告する必要があることが明記されて

³³ https://www.gov.uk/guidance/fresh-fruit-and-vegetable-marketing-standards-from-1-january-2021

³⁴ https://www.gov.uk/guidance/fresh-fruit-and-vegetable-marketing-standards-from-1-january-2021

います。英国の輸出業者はEUへの物品税対象製品の輸出に対して、英国の物品税を還付することができます。また、非EU諸国の輸出の場合と同様に、物品税課税を一時留保することもできます。

EU発行文書「利害関係者への通知 英国離脱およびEU食品法」の特定の輸入食品のマーケティング基準では、以下の記述があります。

ワイン:委任規則(EU) No 1308/2013の第90条によると、特定のワイン製品には、製品の原産国の管轄機関によって作成された証明書と、第三の原産国によって指定された機関または部門によって作成された分析レポートを添付する必要があります。欧州連合への輸入に必要な文書の数を減らし加盟国の管轄当局によるチェックを容易にするために、その証明書とその分析レポートを組み合わせて、単一の文書であるVI-1文書に統合する必要があります。VI-1文書の分析レポートセクション記入の目的で、規則2018/273の第51条(1)(b)によると、第三国は原産国によって指定された機関または部門の名前と住所を明記する、もしくは、原産国にそれが存在しない場合は、製品の原産国以外ですでに認可されている試験所を明記する必要があります。

ホップ: 委員会規則 (EC) No 1295/2008の第1条 (2) によると、ホップの輸入には同 等性の証明が必要です。

8. 輸入ライセンス

EUの離脱に関するページ³⁵には、移行期間が終了すると、**輸出入ライセンスのシステムに 関する欧州連合の規則は英国には適用されなくなる**ことが、明記されています。

この変更の結果、欧州連合によって発行された輸出入ライセンスに由来する権利と義務 は、移行期間の終了時に英国で失効します。 同様に、英国のライセンス当局によって発行さ れた輸出入ライセンスに由来する権利と義務は、欧州連合で失効します。

ただし、WTOの関税割当の枠組みで発行されたライセンスには例外があります。詳細は こちらをご覧ください。

9. 関税

-

³⁵ https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/farming/eu-agriculture-and-brexit en

EU委員会のホームページ³⁶には、移行期間の終了までにEU-英国間で貿易協定を締結できなかった場合、英国に輸入されるEU製品に関税が課せられ、EUに輸入された英国製品に関税が課されることが、明記されています。

10. VAT

移行措置期間終了後は英国からEUへの輸入に対して、輸入VATが適用されることとなりますが、EU発行文書「利害関係者への通知 英国離脱および物品VATに関するEU規則」³⁷において、英国の課税対象者に対してEU加盟国によるVAT還付制度が適用されるとされています。還付を受けることができるため、実質的には変更ありませんが、還付手続きが発生することが想定されます。

11. その他

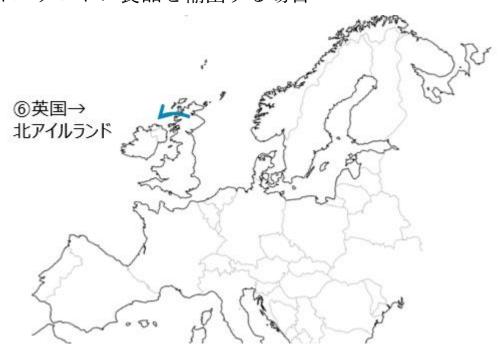
調査時点では英国離脱による変更はでていませんが、EU との交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

³⁶ https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/farming/eu-agriculture-and-brexit en

³⁷ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit_files/info_site/vat-goods_en_0.pdf

ケース(6)

英国(北アイルランドを除く)から 北アイルランドに食品を輸出する場合



英国政府の2020年8月7日に発行している政策文書³⁸には、「**英国(北アイルランドを除く)から北アイルランドに移動する衛生植物検疫に関しては新しい要件が課せられること**」が明記されています。この要件は、単一の疫学的単位としてのアイルランド島の長年の地位を維持し、英国(北アイルランドを除く)から北アイルランドに到着する食品や生物の移動に関する、現行の検査体制に基づいています。

議定書では、英国と EU に対し英国(北アイルランドを除く)と北アイルランド間の貿易の合理化と、北アイルランドの港での最小限の管理手続きを求めています。この要求に沿って、貿易管理の手続きとその頻度について議論が続けられており、政策文書でのガイダンスはそれらの議論を考慮して更新されるとされています。

議論はまだ継続していますが、英国政府の整備した北アイルランドに出入りする物品の動きを電子的に記録するためのシステム TSS を 2020 年 9 月から導入し、移行期間の終了に向けて貿易業者をサポートすることとされています。 TSS 整備の目的や背景は以下のとおりです。

³⁸ https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-section-two-moving-goods-from-great-britain-to-northern-ireland

52

- 北アイルランド(または北アイルランドに面する英国の港)に新しい通関インフラ を構築する必要がない
- 英国から北アイルランドに向けて輸出する商品の輸出申告や出口申告は必要なし
- 手続きは完全に電子化され、TSSによって管理される
- 英国当局によって制度管理され、リスクのレベルに応じて必要最小限の検査が行われる
- 英国政府は「英国内のすべての貿易に関税を課すべきではない」との立場を維持 し、あらゆるシナリオでのビジネスへの影響を最小限に抑えるために免除や償還を 最大限に活用する
- すべての企業が無料で利用できる包括的システム・TSS の構築

一方、EU 発行文書「利害関係者への通知 英国離脱および EU 食品法」³⁹には、以下の表現があります。

- 英国から北アイルランドに出荷される食品は、輸入食品に該当する。
- 英国の「リストに追加」や「権限付与」には、北アイルランドは含まれない。
- 評価、登録、認証、承認、または権限付与の一環として、加盟国を示す必要がある場合、北アイルランドに関する英国は、「英国(北アイルランド)」または「英国 (NI) 」と表記される必要がある。

英国政府の政策文書と EU 発行文書には整合が取れていない内容もあり、今後の交渉とその結果を注視する必要があります。

1. EORI 番号

英国歳入税関庁で通関業務を管理する必要があるすべての企業には、GB EORI番号が必要です。EU貿易を行うVAT登録事業者は、以前にEORI番号を登録しているため、申請する前にすでに「GB」で始まるEORI番号を持っているかどうかを確認する必要があります。もしない場合は、GB EORI番号の申請に関しては、<u>こちら</u>をご覧ください。番号申請には5~10分、取得には最大で5営業日ほどかかります。

2. 食品のラベル表示

英国政府のガイダンス⁴⁰によると、北アイルランドで販売される食品および飲料製品のラベル表示は、EUのルールの遵守を継続することとされています。また、EU発行文書「利害

³⁹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit files/info site/notice for stakeholders food law.pdf

⁴⁰ https://www.gov.uk/guidance/food-and-drink-labelling-changes-from-1-january-2021

関係者への通知 英国離脱およびEU食品法」41においても、「北アイルランドで市場に出される食品は、認可要件、表示などに関してEU食品法に準拠する必要があります」とされています。ただし、EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

3. 有機食品制度

英国(北アイルランドを除く)から北アイルランドに移動する有機商品は、議定書の下、 北アイルランドに適用される規制要件を満たさなければなりません。これに関する英国と EU間の議論が考慮されたのち、今後さらにガイダンスが提供される可能性があります⁴²。

4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム

英国政府の2020年8月7日に発行している政策文書⁴³には、新しい議定書により英国当局は北アイルランドに入域する商品に対してEUの通関ルールを適用するとされ、貿易業者のための新しい管理プロセス、特にそれらの商品に対する新しい電子輸入申告の要件、および電子上の安全・保安情報が含まれることが記載されています。英国歳入税関庁および国境軍で形成される英国当局によって管理されるこれらのプロセスは、関税が英国内の貿易に支払われないこと、北アイルランドが英国FTAから利益を得られること、およびアイルランド向けの商品に対してEUが適時に関税を支払うことなどを担保するために必要となります。

この新しいプロセスの実施のため、英国政府は、無料の新しいサービスである Trader Support Service (TSS) を整備しています。このシステムでは、商品の動きに関する電子情報が記録されるため、貿易業者は新しい電子税関システムの全てのプロセスに対応する必要がありません。TSS は貿易事業者が入力した情報を使用して、貿易業者に代わって輸入申告および安全・保安情報申告などの手続きを進めます。貿易業者が TSS を使用する場合、CDS や ICS などの英国歳入税関庁システムにアクセスする必要はありません。このシステムは移行期間の終了に向けて貿易業者をサポートします。2020 年 9 月に運用が開始され、こちらで事業者の登録ができます。

TSS は貿易業者による英国(北アイルランドを除く)と北アイルランド間の商品の移動や、非EU 諸国から北アイルランドへの商品の輸入を事業規模に関係なく、追加費用なしで支援します。このシステムは、英国または非EU 諸国から商品を持ち込みたい北アイルランドの輸入業者にとっては任意のサービスとなります。

⁴¹ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/brexit files/info site/notice for stakeholders food law.pdf

https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-section-two-moving-goods-from-great-britain-to-northern-ireland https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-section-two-moving-goods-from-great-britain-to-northern-ireland

5. 動物由来食品に関する規制・手続き

英国政府の政策文書⁴⁴では、動物由来製品(POAO)、生殖製品、および関連する法律に 定められている衛生および植物衛生検査の対象となる動物副産物(ABP)を英国から北ア イルランドに移動させる場合、次のことを行う必要があるとしています。

- TRACES NT を介した到着前事前通知
- 指定された入域地点からの北アイルランドへの入域
- 輸出衛生証明書の添付

入域の時点で、すべての商品は書類および同一性検査の対象となり、一部の商品は現物検査の対象となります。

輸出衛生証明書(Export Health Certificate, EHC)

動物由来製品や生きた動物の移動には輸出衛生証明書が必要です。適切な EHC を取得するには、輸出業者は英国政府が新しく手続きを統合したデジタルオンラインアプリケーションサービス EHC Online (EHCO) により申請する必要があります。 EHCO は、DEFRA と APHA によって開発された EHC 用の新しいデジタルオンラインアプリケーションサービスであり、移行期間の終わりまでに現行の手動 PDF 手続きを代替する EHC を申請するためのものです。 EHC は、適切な資格を持つ認証担当者が記入し、署名する必要があります。 魚を除く動物由来食品の場合、これは通常、公的獣医師(OV)となります。 EHC の詳細情報はここから入手可能です。

特定要件が追加された製品は次の通りです。

動物由来製品(POAO)

動物由来製品を英国(北アイルランドを除く)から北アイルランドに移動させる施設は、 生産の性質に応じて、関連する地方自治体または英国食品基準庁(またはスコットランド食品基準庁)のいずれかによる食品衛生規制に沿ったさらなる認可が必要となることがあります。認可された食品施設に関する詳細情報は<u>こちら</u>から入手可能です。これらの食品施設は EUによっても承認される必要があります。

動物副産物および人間の消費を目的としない派生製品(ABP)

動物副産物を英国(北アイルランドを除く)から北アイルランドに移動させる施設は、国の認可を得ない限り、APHAの認可済み動物副産物リストに含まれている必要があります。

https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-section-two-moving-goods-from-great-britain-to-northern-ireland-sanitary-and-phytosanitary-sps-goods---fish-shellfish-and-their-products

動物副産物の詳細情報は<u>こちら</u>から入手可能です。北アイルランドにおける目的地の施設 も、北アイルランド農業環境農村部(DAERA)によって認可または登録され、北アイルラ ンドの EU 動物副産物確立リストに記載されている必要があります。認可された施設に関す る情報はここから確認できます。

また、動物副産物は DAERA からの輸入許可も必要とする場合があります。多くの動物副産物は輸出衛生証明書(EHC)または申告書が必要です。EHC または申告の付随しない不適合輸出の場合は DAERA の認可が必要になります。一部の証明書には、正式な認印が必要な場合もあります。動物および動物製品の輸入に関する詳細情報は<u>こちら</u>からご確認ください。

非動物由来の高リスク食品および飼料(HRFNAO)

HRFNAO を英国(北アイルランドを除く)から北アイルランドに移動させる場合、該当する場合は原産国で発行された衛生証明書、適切な管理当局に署名された試験分析証明書を添付する必要があります。製品は EU の貿易管理およびエキスパートシステム(TRACES NT)により事前通知を行う必要があります。すべての HRFNAO 製品は書類検査の対象となり、同一性検査と現物検査の対象となることもあります。

6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き

英国政府の政策文書⁴⁵では、植物および植物製品を英国(北アイルランドを除く)から北 アイルランドに移動させる場合、以下を行う必要があるとしています。

- TRACES NT を介した北アイルランドの輸入者からの到着前事前通知
- 適切なエントリからの北アイルランドへの入域
- 植物検疫証明書 (PC) の添付

植物検疫証明書(phytosanitary certificate, PC)

植物および植物製品の移動には植物検疫証明書が必要になります。規制対象の植物および植物製品を北アイルランドに移動する予定の英国(北アイルランドを除く)事業者は、検査および必要とされる可能性のあるすべての試験のため、英国(北アイルランドを除く)出発前に十分に余裕をもって、植物検疫証明書を取得する必要があります。植物検疫証明書は、商品が検査され、病疫や他の害虫がいないと見なされ、移動先の植物の衛生規制に準拠していることを証明する公的文書です。

植物検疫証明書を取得するには、事業所者は関連する植物衛生当局に申請する必要があります。これには英国とウェールズの動植物衛生局(APHA)、スコットランド政府が該当し

⁴⁵ https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-section-two-moving-goods-from-great-britain-to-northern-ireland-sanitary-and-phytosanitary-sps-goods---fish-shellfish-and-their-products

ます。植物検疫証明書を取得するための現物検査は、北アイルランドに移動する前の英国内 で行うことができます。

包装されたサラダなどの加工された果物や野菜は、加工の程度によって植物の衛生管理の対象にならない場合があります。指定された果物(パイナップル、ココナッツ、ドリアン、バナナ、ナツメヤシ)は、特定の植物検疫管理からすでに除外されているため、植物検疫証明書を添付する必要はありません。これらの製品は、引き続き植物検疫要件の対象にはなりません。

規制対象の植物および植物製品の移動について、英国(北アイルランドを除く)事業者は植物検疫証明書を取得するために英国(北アイルランドを除く)の適切な植物保健当局に登録している必要があります。これはイングランドとウェールズの場合、EHCOnline

(EHCO)システムを介して行われます。スコットランドについては、詳細の情報が近々公開されます。

なお、以下の項目 (7.~11.) に関しては、調査時点では英国離脱による変更はでていませんが、EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられ、英国政府からのガイダンス等が公表される可能性があります。

- 7. アルコール飲料
- 8. 輸入ライセンス
- 9. 関税

英国政府の政策文書において、英国内での物品の移動に対して関税を課すべきではない と明確にしており、あらゆる状況においても免除や償還の利用により、事業への影響を最 小限にするとしています。

- 10. VAT
- 11. その他

ケース(7)

北アイルランドから EU に食品を輸出する場合



英国政府が2020年8月7日に発行している政策文書⁴⁶には、北アイルランドの商品が、アイルランドまたは他のEU加盟国に移動する場合、以下の規定が適用されることが明記してあります。

- 商品移動に関する実質的な変更はなし
- 税関チェック、書類または要件の必要なし
- 関税や割当は適用されず、原産地規則のチェックなし
- EU 加盟国は、北アイルランド単一市場で承認され自由流通している商品に対して、 障壁や摩擦を課すことができない
- EU 加盟国は北アイルランドの商品に対する差別をつけない

これらの規定は、通過工程の商品にも適用されます。英国政府は、EU 加盟国による義務の不履行や北アイルランド商品への冷遇が発生しないよう、上記規定の実施状況を厳密に監視するとしています。

⁴⁶ https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-section-three-moving-goods-from-northern-ireland-to-the-european-union

北アイルランドから EU で商品を上市するために確保された承認または証明は、英国で同商品を上市しようとする際も効力を認められ、英国市場にアクセスする際、追加の承認の必要はなくなります。この取扱いは、北アイルランドから英国を経由して EU に輸送される商品にも適用されます。

1. EORI 番号

この項目に関しては、調査時点では英国離脱による変更はでていませんが、EUとの交渉 の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

2. 食品のラベル表示

2020年10月16日に更新された英国政府のガイダンス⁴⁷では、2021年1月1日以降の食品及び飲料のラベル表示変更にについて説明されています。

EU衛生識別マーク

北アイルランドで製造および販売された動物由来製品、または英国外に輸出された動物由来製品は、2022年9月30日までに、新しい英国の健康および識別マークに置き換える必要があると記載されています。

北アイルランドで食品基準庁(Food Standards Agency: FSA)が 承認したマークの例

UNITED KINGDOM (NORTHERN IRELAND)
1234
EC

UK(NI)
1234
EC

EC

北アイルランドで地方当局が承認したマークの例

_

⁴⁷ https://www.gov.uk/guidance/food-and-drink-labelling-changes-from-1-january-2021





地理的表示(GI:Geographical Indication)ロゴ

北アイルランドの食品および農業用地理的表示製品の生産者または小売業者は以下の対応 を取ることになります。

- 製品が EU 地理的表示スキームに登録され、北アイルランドで販売される場合は引き 続き EU ロゴを使用する必要がある。
- 製品が UK 地理的表示スキームに登録されている場合、新しい UK 地理的表示ロゴを使用する選択肢もある。

以下の項目(3.~11.) に関しては、調査時点では英国離脱による変更はでていませんが、EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

- 3. 有機食品制度
- 4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム
- 5. 動物由来食品に関する規制・手続き
- 6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き
- 7. アルコール飲料
- 8. 輸入ライセンス
- 9. 関税
- 10. VAT
- 11. その他

ケース(8)

北アイルランドから英国(北アイルランドを除く)に 食品を輸出する場合



英国政府が2020年8月7日に発行している政策文書⁴⁸には、「**英国(北アイルランドを除**く)に本社を置き、北アイルランドで事業活動を行う事業者を含め、北アイルランドから英国
(北アイルランドを除く)への商品の移動は、現在と同じように行う必要がある。また、北アイルランドから英国(北アイルランドを除く)への商品の移動に、追加のプロセスや書類、また制限はなく、自由なアクセスが可能だ。」と明記されています。これは具体的には以下のことを意味するとされています。

- 商品が北アイルランドから英国(北アイルランドを除く)地域に入る際の、輸入税 関申告の必要性がない
- 商品が北アイルランドから英国(北アイルランドを除く)地域に入る際に、搬入略 式申告(安全・保安申告)の必要がない
- 北アイルランド商品が英国(北アイルランドを除く)地域に入るいかなる状況においても、適用される関税はない
- 税関チェックなし
- 新規制チェックなし

_

⁴⁸ https://www.gov.uk/government/publications/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol/moving-goods-under-the-northern-ireland-protocol-section-one-moving-goods-from-northern-ireland-to-great-britain

英国(北アイルランドを除く)地域で商品を販売するための追加承認の必要なし

英国政府の立場から、北アイルランドから英国(北アイルランドを除く)地域へ輸送される商品の搬出または搬入略式申告を提出する必要はないことも明白となっています。ただし、このアプローチは、英国とEUの合同委員会による、英国とEU間の正式な合意があって決定します。また、英国に本社を置き北アイルランドで運営をする事業体も含む、北アイルランドでの事業活動にのみ有効です。アイルランドの事業として、北アイルランドを含む英国に商品を輸入する場合は、税関申告書の提出や適切な関税の支払いなど、通常の輸入手続きを経る必要があります。

このアプローチに対する非常に限られた例外として、たとえば絶滅危惧種の取引等、英国またはEUの特定の国際義務を考慮される商品が、北アイルランドから英国(北アイルランドを除く)に移動する際、特別な手続きを経る必要があるとされます。

以下の項目(1.~11.)に関しては、調査時点では英国離脱による変更はでていませんが、 EUとの交渉の結果によっては、変更が加えられる可能性があります。

- 1. EORI 番号
- 2. 食品のラベル表示
- 3. 有機食品制度
- 4. 輸入通関手続き、輸入通関の電子システム
- 5. 動物由来食品に関する規制・手続き
- 6. 生鮮野菜・生鮮果物に関する規制・手続き
- 7. アルコール飲料
- 8. 輸入ライセンス
- 9. 関税
- 10. VAT
- 11. その他

以上

英国の EU 離脱対応マニュアル (食品関係) 2020 年 11 月作成

日本貿易振興機構(ジェトロ)

農林水産・食品部 農林水産・食品課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載